○近畿地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大阪府泉南郡岬町深日三〇六九番二六から同町深日一三番一まで	前	一五・〇〇～二五・五〇メートル
	後	一五・〇〇～一五・〇〇キロメートル〇・〇五九

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	舞鶴市字鹿原小字森ノ内一八五番から同市字鹿原小字松谷三三番一まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所
〃	舞鶴市字鹿原小字松谷二三番五から同市字小倉小字フルミヤ一〇四〇六番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都府船井郡京丹波町豊田向台七七番二から同町豊田九手七九番三まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第五十一号和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
呉市安浦町三津口一丁目四三〇番一一から同市安浦町三津口一丁目四三一番六まで	前	一九・〇〇～二三・二〇メートル
	後	一九・〇〇～二四・四〇キロメートル〇・〇一二

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	呉市安浦町三津口一丁目四三〇番一一地内	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○中国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
広島市東区牛田新町二丁目一九二二番二七から同市安佐南区西原八丁目一二一六番一まで	前	四一・〇〇～七〇・〇〇メートル
	後	四一・〇〇～八二・〇〇キロメートル三・〇八〇〇三・〇八〇

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百九十一号	広島市東区牛田新町二丁目一九二二番二七から同市安佐南区西原八丁目一二一六番一まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日